

令和 5 年 度
第 5 回
徳島地方最低賃金審議会

日 時 令和 5 年 8 月 23 日 (水)
午前 11 時 00 分～

場 所 徳島地方合同庁舎 6 階会議室
徳島市徳島町城内 6-6

徳 島 労 働 局

次 第

- 1 徳島県最低賃金答申に対する異議申出に係る諮問及び審議（答申）
- 2 特定最低賃金改正の必要性に係る各専門部会報告、答申及び金額改正諮問
- 3 その他

令和5年度

第5回

徳島地方最低賃金審議会

資料目次

資料番号・資料名	頁
1 令和5年度 地域別最低賃金答申状況	1
2 2023年度 地域別最低賃金の異議申出（写）	3
3 特定最低賃金専門部会委員名簿	4
4 令和5年度 最低賃金審議日程	5
5 業務改善助成金リーフレット	7

報道関係者 各位

令和5年8月18日

【照会先】

労働基準局賃金課

課長 篠崎 拓也
主任中央賃金指導官 友住 弘一郎
副主任中央賃金指導官 川辺 博之

(代表電話) 03 (5253) 1111 (内線 5546)

(直通電話) 03 (3502) 6758

全ての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました

～答申での全国加重平均額は昨年度から43円引上げの1,004円～

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が答申した令和5年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）を取りまとめました。改定額及び発効予定年月日は別紙のとおりです。

これは、7月28日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として、各地方最低賃金審議会が調査・審議して答申した結果を取りまとめたものです。

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続きを経た上で、都道府県労働局長の決定により、10月1日から10月中旬までの間に順次発効される予定です。

【令和5年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント】

- ・47都道府県で、39円～47円の引上げ（引上げ額が47円は2県、46円は2県、45円は4県、44円は5県、43円は2県、42円は4県、41円は10都府県、40円は17道府県、39円は1県）
- ・改定額の全国加重平均額は1,004円（昨年度961円）※
※昨年度との差額43円には、全国加重平均額の算定に用いる労働者数の更新による影響分（1円）が含まれている（別紙の※3参照）
- ・全国加重平均額43円の引上げは、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額
- ・最高額（1,113円）に対する最低額（893円）の比率は、80.2%（昨年度は79.6%。なお、この比率は9年連続の改善）

（別紙）令和5年度 地域別最低賃金額答申状況

（参考）地域別最低賃金の改正手続の流れ

令和5年度 地域別最低賃金 答申状況

(別紙)

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】(※1)	引上げ額【円】	目安差額	発効予定年月日(※2)
北海道	B	40	960 (920)	40		2023年 10月1日
青森	C	39	898 (853)	45	+6	2023年 10月7日
岩手	C	39	893 (854)	39		2023年 10月4日
宮城	B	40	923 (883)	40		2023年 10月1日
秋田	C	39	897 (853)	44	+5	2023年 10月1日
山形	C	39	900 (854)	46	+7	2023年 10月14日
福島	B	40	900 (858)	42	+2	2023年 10月1日
茨城	B	40	953 (911)	42	+2	2023年 10月1日
栃木	B	40	954 (913)	41	+1	2023年 10月1日
群馬	B	40	935 (895)	40		2023年 10月5日
埼玉	A	41	1028 (987)	41		2023年 10月1日
千葉	A	41	1026 (984)	42	+1	2023年 10月1日
東京	A	41	1113 (1072)	41		2023年 10月1日
神奈川	A	41	1112 (1071)	41		2023年 10月1日
新潟	B	40	931 (890)	41	+1	2023年 10月1日
富山	B	40	948 (908)	40		2023年 10月1日
石川	B	40	933 (891)	42	+2	2023年 10月4日
福井	B	40	931 (888)	43	+3	2023年 10月1日
山梨	B	40	938 (898)	40		2023年 10月1日
長野	B	40	948 (908)	40		2023年 10月1日
岐阜	B	40	950 (910)	40		2023年 10月1日
静岡	B	40	984 (944)	40		2023年 10月1日
愛知	A	41	1027 (986)	41		2023年 10月1日
三重	B	40	973 (933)	40		2023年 10月1日
滋賀	B	40	967 (927)	40		2023年 10月1日
京都	B	40	1008 (968)	40		2023年 10月6日
大阪	A	41	1064 (1023)	41		2023年 10月1日
兵庫	B	40	1001 (960)	41	+1	2023年 10月1日
奈良	B	40	936 (896)	40		2023年 10月1日
和歌山	B	40	929 (889)	40		2023年 10月1日
鳥取	C	39	900 (854)	46	+7	2023年 10月5日
島根	B	40	904 (857)	47	+7	2023年 10月6日
岡山	B	40	932 (892)	40		2023年 10月1日
広島	B	40	970 (930)	40		2023年 10月1日
山口	B	40	928 (888)	40		2023年 10月1日
徳島	B	40	896 (855)	41	+1	2023年 10月1日
香川	B	40	918 (878)	40		2023年 10月1日
愛媛	B	40	897 (853)	44	+4	2023年 10月6日
高知	C	39	897 (853)	44	+5	2023年 10月8日
福岡	B	40	941 (900)	41	+1	2023年 10月6日
佐賀	C	39	900 (853)	47	+8	2023年 10月14日
長崎	C	39	898 (853)	45	+6	2023年 10月13日
熊本	C	39	898 (853)	45	+6	2023年 10月8日
大分	C	39	899 (854)	45	+6	2023年 10月6日
宮崎	C	39	897 (853)	44	+5	2023年 10月6日
鹿児島	C	39	897 (853)	44	+5	2023年 10月6日
沖縄	C	39	896 (853)	43	+4	2023年 10月8日
全国加重平均			1004 (961)	43		-

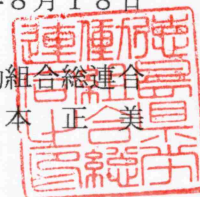
※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 効力発生日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有

※3 経済センサス(旧:事業所・企業統計調査)等の調査結果に基づいて、全国加重平均額の算定に用いる都道府県別の適用労働者数の更新を行っており、今年度の全国加重平均額の引上げ額には、労働者数の更新による影響分(1円)が含まれている

徳島労働局長 竹中 郁子 殿

2023年8月18日

徳島県労働組合総連合
議長 山本 正美

2023年度徳島地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出

労働者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展に向け、ご尽力いただいている審議会委員及び関係者の皆様に心から敬意を表します。

徳島地方最低賃金審議会は、8月7日、今年度の徳島県の地域最低賃金の改定について、現行の855円を41円引き上げて896円にすると答申しました。過去最高額の41円、目安額より1円上乗せしたこと、付帯決議で中小企業・小規模事業者への支援策についてこれまで以上に踏み込んだ政府要請を行ったこと、全会一致で決められたことなど委員の皆さんのご努力には一定の評価もできますが、時給896円は、①働いても自立して生活できない金額であり、物価高騰にも追いつかない低額であること。②若者の都市部への流出が深刻化するなかで、その一因である地域間格差が改善できたとは言えず、東京との格差は時間額217円と据え置かれた状態になっていることです。

食料品は引き続き値上がりが続き、政府の助成が打ち切られるなか燃料費の高騰は低所得者を直撃しています。4月からの4半期のGDPは年率換算で6%増となっていますが、輸出やインバウンドが要因で、個人消費はマイナスとなっています。食料品や家電製品の値上がりが個人消費が減少した要因とされており、物価高に所得が追いついていないのが現状です。

地域間格差は、地域経済にも大きな影響を与えており、全国のCランク地方（岩手除く）では、こうした地域格差を少しでも縮めるために目安プラス7円～4円引き上げる答申を行っています。旧ランクDであった、高知や愛媛もそれぞれ目安プラス5円・4円と引き上げ、都市部との格差を縮める答申をしており、その結果、消費者物価指数が四国で一番高い（「中賃あり方全協」報告の指数）徳島の最低賃金は、四国で最低となっています。

東京と徳島の生活費に大きな格差はありません。ところが、東京の最賃答申額が1,113円で、その差額は217円と変わりません。月173時間働くと月額で37,541円もの所得差が生まれます。人手・後継者不足など地域経済に深刻な影響を与えていることは明らかです。段階的に格差を縮め、全国一律制度を実現するための引き上げが求められています。

つきましては、今回の答申に対し、下記のとおり異議を申し出ます。

記

異議申出趣旨

1. 最低賃金を時間額896円とすることは不服です。
2. 徳島県地方最低賃金を時間額1,000円以上を求めます。
3. 地域間格差を解消し、全国一律最低賃金制度の確立を強く求めること。

異議申出理由

前文及び2023年7月25日付意見書のとおり



以上

令和5年度徳島地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会委員名簿
(50音字順)

徳島労働局

区分	造作材・合板・建築用組立材料製造業		ばん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業		電子部品・デバイス、電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	
	氏名	現職	氏名	現職	氏名	現職
公益代表	○ 段野 聡子 だんの さとこ	徳島大学人と地域共創センター/総合科学部 准教授	○ 端村 亮 はしむら しょう	弁護士	稲倉 典子 いなくら のりこ	四国大学経営情報学部 准教授
	◎ 撫養 佳孝 むや よしたか	一般社団法人徳島新聞社 論説委員	◎ 撫養 佳孝 むや よしたか	一般社団法人徳島新聞社 論説委員	○ 段野 聡子 だんの さとこ	徳島大学人と地域共創センター/総合科学部 准教授
	米澤 和美 よねざわ かずみ	徳島県社会保険労務士会 顧問	米澤 和美 よねざわ かずみ	徳島県社会保険労務士会 顧問	◎ 端村 亮 はしむら しょう	弁護士
労働者代表	辰巳 明宏 たつみ あきひろ	UAゼンセン徳島県支部 主任	川口 誠二 かわぐち せいじ	日本労働組合総連合会徳島県連合会 事務局長	賀川 健一 かがわ けんいち	パナソニックエナジー労働組合徳島支部 執行委員長
	三木 裕子 みき ゆうこ	全国一般徳島地方労働組合 書記長	辻 康晴 つじ はる晴	JAM光洋シーリングテクノ労働組合 執行委員長	木戸 敬一郎 きど けいいちろう	大真空労働組合 徳島支部 副委員長
	山本 雅敏 やまもと まさとし	日本労働組合総連合会徳島県連合会 副事務局長	坊野 靖仁 ぼうの やすひと	ジェイテクト労働組合徳島支部 書記長	矢藤 寿浩 やとう としひろ	PHC労働組合徳島地区 地区執行委員長
使用者代表	大阪 省吾 おおさか しょうご	徳島市木材業協同組合 代表理事	天野 多栄子 あまの たもえこ	有限会社天野鉄工所 取締役	久米 智之 くめ ともゆき	株式会社NDK 代表取締役
	玉置 潔 たまき けつ	那賀川林材工業協同組合 代表理事	井出 貴大 いで かつひろ	西精工株式会社 総務部総務課労務係主任	五島 寛治 ごとう かんじ	有限会社アライブセキュリテシステム 代表取締役
	脇田 亮 わきた しょう	徳島県経営者協会 専務理事	森 誠 もり まこと	四国化工機株式会社 経営管理本部総務部長	三木 一将 みき かずまさ	有限会社三木産業 代表取締役社長
任命年月日 令和5年7月31日						
備考:◎部会長 ○部会長代理						

令和5年度 最低賃金審議日程

日付	曜日	本審	本審以外	特定最賃	公示
3/7	火			特定最低賃金改正の意向表明 受付	
6/2	金		公益委員会議(公益委員の役割 検討、検討事項確認)		
6/15	木	第1回本審(14:00～とくぎんトモ ニプラザ9F)会長及び会長代理 選任	第1回あり方検討小委員会 (15:00～)審議方法、実地視察 検討		
7/6	木	第2回本審(14:00～あわぎん ホール)県最賃諮問		特定最賃必要性諮問	専門委員推薦公示、 意見聴取の公示、 特定最賃専門部会推 薦公示
8/3	木	第3回本審(9:30～労働局)目安 答申伝達、意見	第1回県最賃専門部会(11:00～ 労働局)金額審議		
8/4	金		第2回県最賃専門部会(9:00～ 労働局)金額審議		
8/7	月	第4回本審(15:00～労働局)県 最賃答申、要旨公示	第3回県最賃専門部会(13:00～ 労働局)金額審議、部会報告		要旨公示
8/17	木			第1回特定最賃造作材専門部会 (13:30～労働局)必要性審議	
8/23	水	第5回本審(11:00～労働局)県 最賃異議審議答申、特賃必要性 答申、 特賃金額改正諮問		第1回特定最賃合同専門部会 (9:30～労働局)必要性審議、答 申、審議日程調整	特賃意見聴取の公示
				実地視察(一般機械 特定最低 賃金事業場) 9～10月	
9月下旬 ～10月				第2回、第3回特定最低賃金専門 部会(金額審議・答申)	
12月		第6回本審		第2回特定最賃合同専門部会	
					特定最低賃金、適用 事業者数、労働者数 確定
3月				特定最低賃金改正の意向表明	

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

12月1日(金)発効とするためには、10月3日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	3営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
10月15日(日)		10月30日(月)		11月2日(木)		11月14日(火)		12月14日(木)
10月16日(月)		10月31日(火)		11月6日(月)		11月15日(水)		12月15日(金)
10月17日(火)		11月1日(水)		11月7日(火)		11月16日(木)		12月16日(土)
10月18日(水)		11月2日(木)		11月8日(水)		11月17日(金)		12月17日(日)
10月19日(木)		11月6日(月)		11月9日(木)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月20日(金)		11月6日(月)		11月9日(木)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月21日(土)		11月6日(月)		11月9日(木)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月22日(日)		11月6日(月)		11月9日(木)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月23日(月)		11月7日(火)		11月10日(金)		11月21日(火)		12月21日(木)
10月24日(火)		11月8日(水)		11月13日(月)		11月22日(水)		12月22日(金)
10月25日(水)		11月9日(木)		11月14日(火)		11月24日(金)		12月24日(日)
10月26日(木)		11月10日(金)		11月15日(水)		11月27日(月)		12月27日(水)
10月27日(金)		11月13日(月)		11月16日(木)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月28日(土)		11月13日(月)		11月16日(木)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月29日(日)		11月13日(月)		11月16日(木)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月30日(月)		11月14日(火)		11月17日(金)		11月29日(水)		12月29日(金)
10月31日(火)		11月15日(水)		11月20日(月)		11月30日(木)		12月30日(土)
11月1日(水)		11月16日(木)		11月21日(火)		12月1日(金)		12月31日(日)
11月2日(木)		11月17日(金)		11月22日(水)		12月4日(月)		1月3日(水)
11月3日(金)		11月20日(月)		11月24日(金)		12月5日(火)		1月4日(木)
11月4日(土)		11月20日(月)		11月24日(金)		12月5日(火)		1月4日(木)
11月5日(日)		11月20日(月)		11月24日(金)		12月5日(火)		1月4日(木)
11月6日(月)		11月21日(火)		11月27日(月)		12月6日(水)		1月5日(金)
11月7日(火)		11月22日(水)		11月28日(火)		12月7日(木)		1月6日(土)
11月8日(水)		11月24日(金)		11月29日(水)		12月8日(金)		1月7日(日)
11月9日(木)		11月24日(金)		11月29日(水)		12月8日(金)		1月7日(日)
11月10日(金)		11月27日(月)		11月30日(木)		12月11日(月)		1月10日(水)
11月11日(土)		11月27日(月)		11月30日(木)		12月11日(月)		1月10日(水)
11月12日(日)		11月27日(月)		11月30日(木)		12月11日(月)		1月10日(水)
11月13日(月)		11月28日(火)		12月1日(金)		12月12日(火)		1月11日(木)
11月14日(火)		11月29日(水)		12月4日(月)		12月13日(水)		1月12日(金)
11月15日(水)		11月30日(木)		12月5日(火)		12月14日(木)		1月13日(土)
11月16日(木)		12月1日(金)		12月6日(水)		12月15日(金)		1月14日(日)
11月17日(金)		12月4日(月)		12月7日(木)		12月18日(月)		1月17日(水)
11月18日(土)		12月4日(月)		12月7日(木)		12月18日(月)		1月17日(水)
11月19日(日)		12月4日(月)		12月7日(木)		12月18日(月)		1月17日(水)
11月20日(月)		12月5日(火)		12月8日(金)		12月19日(火)		1月18日(木)
11月21日(火)		12月6日(水)		12月11日(月)		12月20日(水)		1月19日(金)
11月22日(水)		12月7日(木)		12月12日(火)		12月21日(木)		1月20日(土)
11月23日(木)		12月8日(金)		12月13日(水)		12月22日(金)		1月21日(日)
11月24日(金)		12月11日(月)		12月14日(木)		12月25日(月)		1月24日(水)
11月25日(土)		12月11日(月)		12月14日(木)		12月25日(月)		1月24日(水)
11月26日(日)		12月11日(月)		12月14日(木)		12月25日(月)		1月24日(水)
11月27日(月)		12月12日(火)		12月15日(金)		12月26日(火)		1月25日(木)

最低賃金改正前の
9月までの申請が
おすすめです！

業務改善助成金のご案内

徳島県 資料番号
No. 5

業務の効率化や生産性の向上につながる設備投資等の費用を助成

事業場ごとに申請

コース区分により

助成率：最大 9割

助成上限額：最大600万円

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の
引き上げ



設備投資等
機械設備導入、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など



業務改善助成金
を支給
(最大600万円)

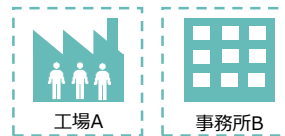
※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

対象事業者・申請の単位

【参考】徳島県最低賃金 855 円 改正後896円 (R5.10.1予定)



- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



所在地
ごとに
申請可

➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）**事業場ごとに申請**いただきます。



対象となる設備投資など

【参考】徳島県内で活用された設備投資事例 ➡

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充**されます。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

生産性向上の事例集 ～最低賃金の引き上げに向けて～

業種別中小企業団体助成金や業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方の見直しなどを実施して生産性向上を実現し、賃金の引上げを行った事例を集めた冊子を作成しております。

生産性向上のヒント集

検索



申請期限：令和6年1月31日（事業完了期限：令和6年2月28日）

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上*	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上*	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上*	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上*	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率

改正前：855円～885円
改正後：896円～926円

870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5(9/10)
920円以上	3/4(4/5)

() 内は企業の決算書類から算出した労働者1人当たりの付加価値を指し、直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に適用されます。

特例事業者

以下に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が920円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が3%ポイント*以上低下している事業者

※ 「%ポイント (パーセントポイント)」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

(参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



【制度のお問い合わせ先】

業務改善助成金コールセンター TEL 0120-366-440
(受付時間 平日 8:30～17:15)

【ワンストップ相談窓口】

徳島働き方改革推進支援センター TEL 0120-967-951
(受付時間 平日 9:00～17:00)

参考ウェブサイト

業務改善助成金

検索

最低賃金特設サイト

検索



交付申請書等の提出先は徳島労働局 雇用環境・均等室です
住所：〒770-0851 徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎4階
電話番号：088-652-2718



賃金の引上げは、

業務改善助成金を活用して計画的に行うのがおすすめです！

10月から徳島県最低賃金が改正されます。(10月1日 改正予定)

賃金を引上げるため、生産性向上に取り組む事業主を支援する助成金があります。新たに生産性を向上させる機器などを導入することにより、恒久的に生産性を高め、賃金引上げにつなげることが目的です。

この業務改善助成金は、業務を改善する設備投資などを行い、同時に、事業場内で最も賃金が低い労働者の賃金を一定額以上引上げることで、設備投資などに要する費用の75～90% (上限あり) が助成されます。

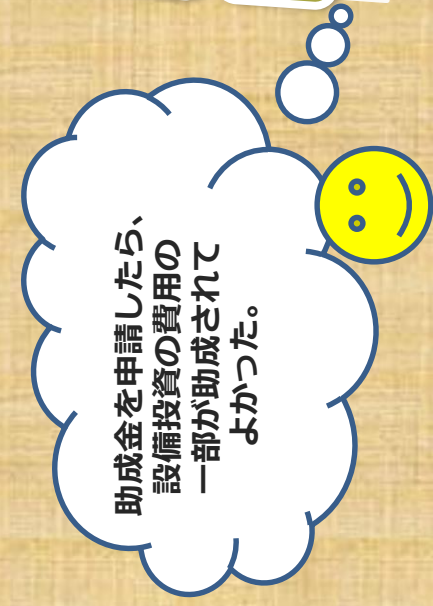
最低賃金が改正される前の9月中に申請することで、最低賃金引上げ分を含めた賃金引上げを行い、同時に設備投資(増設、買い替え)などにより、生産性向上に取り組むことができるため、有利に業務改善助成金を活用することができます。



賃金の引上げに併せて
**設備を購入(100万円)し生産性向上させ、
業務改善助成金を申請すれば80万円受給が可能**
(受給は設備購入、賃金引上げの確認後になります)



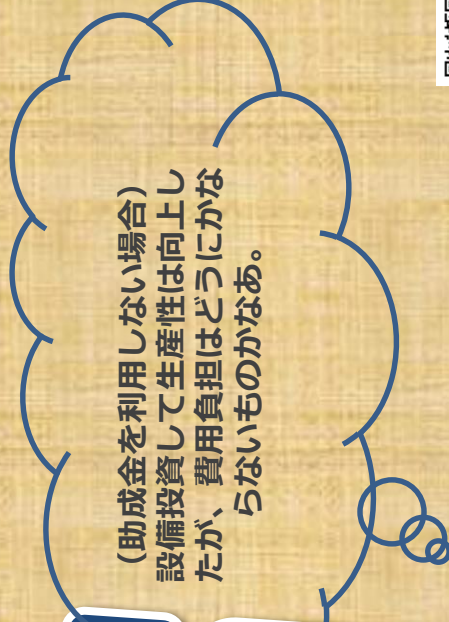
賃金の引上げを行い、併せて
設備を購入(100万円)し生産性を向上



賃金引上げ

賃金引上げ
設備購入費20万円
(100万円～80万円)

設備購入費
100万円



厚生労働省参考ウェブサイト

業務改善助成金 検索

最低賃金特設サイト 検索

賃金引上げ時期によって負担が違います！

徳島県最低賃金の改正前に賃金を引上げ申請するケース

設備投資の計画と事業場内最低賃金引上げ

改正日直前は申請が混雑します。スムーズな交付決定には改正前の早めの申請をおすすめします。

徳島県最低賃金
855円

事業場内最低賃金 870円

+30円

事業場内最低賃金 900円

10

7月

(最低賃金引上げ額を目安)

8月7日 (R5徳島県最低賃金引上げ額答申)

10月1日 (R5徳島県最低賃金改正予定)

徳島県最低賃金の改正後に賃金を引上げ申請するケース

徳島県最低賃金
855円

事業場内最低賃金 870円

義務的
引上げ
+26円

事業場内最低賃金
896円

さらに+30円

引上げ後の事業場内最低賃金 926円

改正後
徳島県最低賃金
896円

10月1日

(R5徳島県最低賃金改正予定)

- 事業場内最低賃金：870円
- 助成金利用コース：30円コース
- 徳島県最低賃金は令和5年10月1日に41円引上げられ896円に改正予定

徳島県最低賃金改正日までに賃金引上げをしておくことで、少ない引上げ額で助成金を利用した設備投資を行うことができ、より一層負担を軽減することができます。
なお、改正後の最低賃金額により義務的引上げが必要となる場合もあります。

設備投資の内容は、徳島県内の活用事例をご覧ください！

徳島県版活用事例集

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokushima-roudoukyoku/content/content/001151182.pdf>

改正日以降に賃金引上げを行う場合は、26円の義務的引上げを行った上で+30円以上引上げる必要があります。



最低賃金改正前の
9月までの申請が
おすすめです！

業務改善助成金のご案内

徳島県版

業務の効率化や生産性の向上につながる設備投資等の費用を助成

事業場ごとに申請

コース区分により

助成率：最大 9割

助成上限額：最大600万円



設備投資の助成例

設備投資を行う前に、まずはお相談ください。

【参考】徳島県内で活用された設備投資事例 →



【POSレジ、釣銭機、電子決済、券売機、注文専用タブレット】

対応時間の短縮



【ネット予約決済システム】

電話対応時間の短縮



【勤怠・給与管理ソフト】

勤怠・給与計算の効率化



【電動リフト・特種(8ナンバー)・福祉車両】

作業時間の短縮



【業務用電気機器、配膳用ロボット】

調理等の効率化



【電動車いす・スロープ】

介助作業効率の向上



裏面の「特例事業者」に該当する場合は、「乗用車」「パソコン」等も助成対象経費となります。

助成金を受けるための要件の概要

- 徳島県最低賃金との差額30円以内（現行最賃では、855～885円、改正後は896円～926円：10月1日改正予定）の労働者を使用していること。
- 事業場内の最低賃金を30円以上引上げること。
引上げる労働者の労働時間が相当短い方も対象となる場合がありますので、ご確認ください。

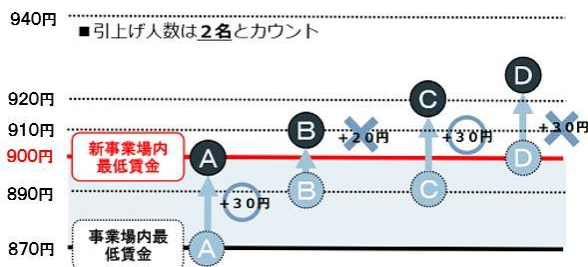
徳島県内の事業者の助成率

引き上げる労働者の最も低い賃金額が現行最賃の場合

- ① 855～869円であれば、**助成率：9/10(90%)**
 - ② 870～919円であれば、**助成率：4/5(80%)**
 - ③ 920～926円であれば、**助成率：3/4(75%)**
- ◆ 生産性要件を満たせば②でも9/10③は4/5を助成

※ 生産性要件：「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指し、直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に加算

引上げ労働者数の考え方



A・Cは引上げ人数にカウント、Bは30円以上引上げる必要がある。Dは既に新事業場内最低賃金以上なので30円以上引上げてもカウントしない。なお、A・C・Dを45円引上げれば45円コース、3名のカウントとなる。（現行の最低賃金の場合の例）

賃金を引き上げる労働者数 及び 助成上限額

(赤字)内は事業場規模30人未満の場合の上限額

コース区分

1人

2～3人

4～6人

7人以上

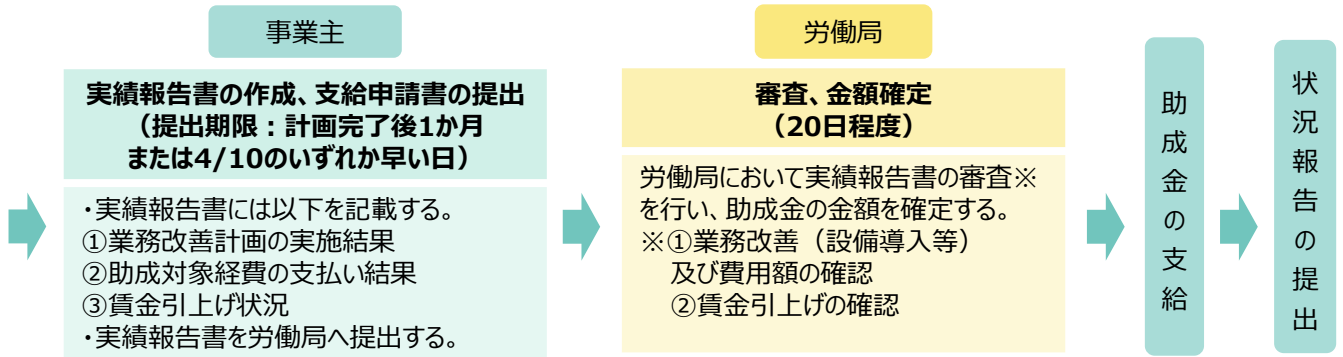
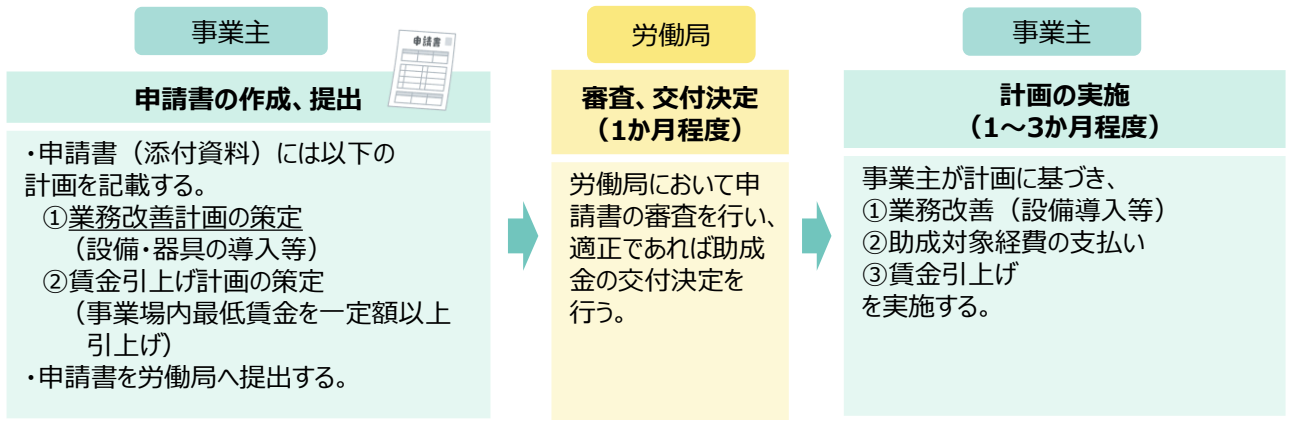
10人以上

30円	30(60)万円	50(90)万円	70(100)万円	100(120)万円	120(130)万円
45円	45(80)万円	70(110)万円	100(140)万円	150(160)万円	180(180)万円
60円	60(110)万円	90(160)万円	150(190)万円	230(230)万円	300(300)万円
90円	90(170)万円	150(240)万円	270(290)万円	450(450)万円	600(600)万円



規模30人未満の事業場で860円で支払っていた最も低い労働者1名の賃金を60円UPし920円とした場合は、労働者1名60円引き上げコースに該当し、助成率9割、助成上限額110万円となります。（現行の最賃の場合の例）

申請期限：令和6年1月31日（事業完了期限：令和6年2月28日）



- 特例事業者** ①または②のいずれかの要件を満たす事業者は、助成対象経費が拡大されます。
- ①売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
 - ②原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者

【助成対象経費が拡大！】

生産性向上に資する設備投資

- ・定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車等
- ・パソコン、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入



さらに、上記の助成対象経費に加え、「関連する経費」も新たに助成対象となりました。

関連する経費

広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

「関連する経費」への助成は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます。



〈生産性向上に資する設備投資〉

デリバリーサービスを行っている飲食店が、機動的に配送できるようデリバリー用3輪バイクを導入

〈関連する経費〉

デリバリーサービスを幅広く周知するための広告宣伝を実施
 関連する経費とは
 生産性向上に資する設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。



【制度のお問い合わせ先】
 業務改善助成金
 コールセンター
 TEL0120-366-440

【ワンストップ相談窓口】
 徳島働き方改革
 推進支援センター
 TEL0120-967-951

参考ウェブサイト

業務改善助成金

検索

最低賃金特設サイト

検索



交付申請書等の提出先は**徳島労働局 雇用環境・均等室**です
 住所：〒770-0851 徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎4階
 電話番号：088-652-2718



最低賃金改正前の
9月までの申請が
おすすめです！

令和5年度業務改善助成金のご案内

※申請期限：令和6年1月31日
(事業完了期限：令和6年2月28日)

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の
引き上げ



設備投資等
機械設備導入、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など



業務改善助成金
を支給
(最大600万円)

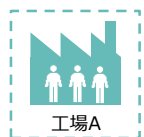
※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

対象事業者・申請の単位

【参考】徳島県最低賃金 855円 改正後896円 (R5.10.1予定)



- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



所在地
ごとに
申請可

➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、(工場や事務所などの労働者がいる) **事業場ごとに申請**いただきます。



対象となる設備投資など

【参考】徳島県内で活用された設備投資事例 ➡

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充**されます。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

助成対象経費の拡充や助成対象経費の具体例（「生産性向上のヒント集」）について、詳しくは、リーフレット中面をご覧ください。

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

○事業場内最低賃金が863円
→助成率9/10

○8人の労働者を953円まで引上げ（90円コース）
→助成上限額450万円

○設備投資などの額は600万円

540万円
(=600万円×9/10)

(設備投資費用×助成率)

>

450万円
(=助成上限額)

(90円コースの助成上限額)

➡ **450万円**が支給されます。

申請の流れや注意事項は
裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの
詳細は中面をチェック！

助成上限額・助成率

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上*	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上*	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上*	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上*	600万円	600万円

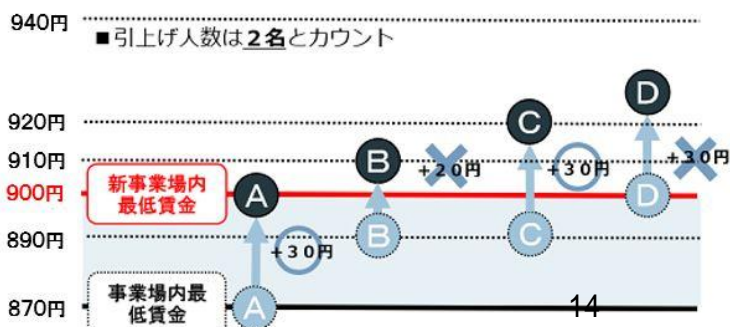
※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

<例：事業場内最低賃金870円の事業場で30円コースを申請する場合>

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**
- B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、**算入不可**
- C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**
- D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、**算入不可**



助成率

徳島県の場合 (R5.10.1改正予定)
改正前：855円～885円
改正後：896円～926円

870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5(9/10)
920円以上	3/4(4/5)

()内は生産性要件を満たした事業場の場合

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が920円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が3%ポイント*以上低下している事業者

※ 「%ポイント(パーセントポイント)」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

<事業場内最低賃金とは?>

事業場で最も低い時間給を指します。
(ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)
事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金(国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額)と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。
ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

助成対象経費の拡充

特例事業者のうち、②生産量要件または③物価高騰等要件に該当する場合、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。
また、生産性向上に資する設備投資などに「関連する経費」※も、この設備投資等の額を上回らない範囲で助成対象となります。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②・③のみ)	助成対象経費の例
生産性向上に資する設備投資等	○	○	リーフレットのオモテ面をご覧ください。
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○	
生産性向上に資する設備投資等に「関連する経費」※	×	○	広告宣伝費（チラシの制作費）、改築費（事務室等の拡大）、汎用事務機器や什器備品（机・椅子等）の購入など

※「関連する経費」とは

生産性向上に資する設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。

<生産性向上に資する設備投資等>

デリバリーサービスを行っている飲食店が、機動的に配送できるようデリバリー用3輪バイクを導入



<関連する経費>

デリバリーサービスを幅広く周知するための広告宣伝を実施



助成対象経費の具体例

【参考】徳島県内で活用された設備投資事例 ⇒

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokushima-roudoukyoku/content/contents/001151182.pdf>

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

生産性向上の事例集 ～最低賃金の引上げに向けて～

この度、業種別中小企業団体助成金や業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方の見直しなどを実施して生産性向上を実現し、賃金の引上げを行った事例をご紹介します。

生産性向上のヒント集

PDF 生産性向上のヒント集(令和4年3月作成) [PDF形式: 7,312KB]

PDF 生産性向上のヒント集(令和3月作成) [PDF形式: 9,625KB]

【業務改善助成金に関する事例】

事例4 巡回や介助を効率化する機器と新たな福祉車両の導入により業務負担を軽減

【企業概要】所在地】山形県 【従業員数】16人 【事業内容】介護事業

課題と対応
利用者の睡眠状態などが事務室からでは把握できず、またトイレや入浴の介助の際に職員の手間が長くなるなどがあった。また、福祉車両が小さく、車いすの種類によっては載せられなかった。そのため、設備投資による業務効率化を検討した。

実施概要
利用者の睡眠状態を事務室のモニターで確認でき、利用者や他の職員がボタンで職員を呼べるような機器と、あらゆる車いすを電動で載せられる福祉車両を導入したいと考えた。そこで、助成金を活用して、ベッドセンサー、ワイヤレスコール、新型福祉車両を導入した。

職員の業務負担を機器の導入によって軽減したい(社長)

<導入前>

<導入後>

さらなる工夫
削減できた時間で、記録作成、備品管理、施設清掃、他の利用者の介助等が可能になった。

実施結果
ベッドセンサーとワイヤレスコールの導入により、遠隔でのモニター管理が可能になり、巡回や介助が1日の合計で約6時間削減された。さらに、どのような車いすでも電動にて1人で車中に載せられるようになった。

成果
巡回や介助等の効率化により生産性が向上し、1人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を134円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のきっかけ 県の介護事業担当部署からの提案

生産性向上のヒント集

検索

業務改善 事例3 スチームコンベクションオープン®の導入による生産量の増と調理工程の簡素化

【所在地】宮城県 【従業員数】6人 【事業内容】仕出業
【課題と対応】調理人の熟練度や人数によって調理の質や量にばらつきが出るため、設備投資による業務効率化を検討してきた。
熟練者以外でも少人数で大量の調理を可能にしたいと考えました。また、焼く・蒸す等の調理工程を簡素化したいと考えました。そこで、助成金を活用してスチームコンベクションオープンを導入しました。

※) 蒸気の水蒸気を用いて調理を行う加熱調理器具

今までのガス調理の負担を減らし、効率よく量産したい

導入前

導入後

代表者

さらなる工夫
メニューのバリエーションが増えたことで、新しく弁当や惣菜などにも力を入れられるようになった。

若手従業員でも倍以上の量をミスなく調理可能

実施内容
スチームコンベクションオープンの導入により、火加減の調整が省け、調理ミスによるロス率も減少した。調理人の熟練度や人数に左右されることがなく調理でき、空いた時間で他の作業もできるようになった。

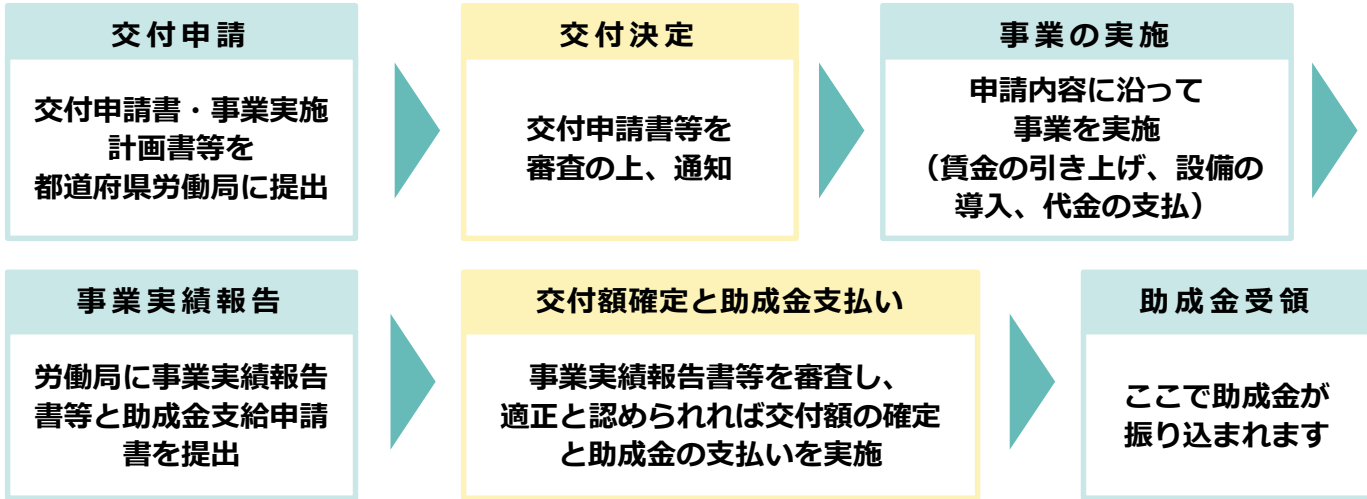
成果
生産量の増と調理工程の簡素化より生産性が向上し、6人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を50円引き上げた。

助成金活用のきっかけ 商工会のセミナーに参加



助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

昨年度からの変更点

- 事業完了期限が、2024（令和6）年2月28日※になりました。
※やむを得ない事由がある場合は2024（令和6）年3月31日とすることも可能です。
- 事業完了後に行う事業実績報告と支払請求の手続きを一本化し、手続きを簡便にしました。

参考ウェブサイト

- 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**
最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- 最低賃金特設サイト**
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

（参考）働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

【ワストップ相談窓口】 徳島働き方改革推進支援センター **電話番号：0120-967-951**（受付時間 平日9:00～17:00）

交付申請書等の提出先は**徳島労働局 雇用環境・均等室**です

住所：〒770-0851 徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎4階

電話番号：088-652-2718